

(別添)

本ガイドラインに関する質疑応答集 (Q&A)

Q 1 教育上必要な機械器具として別添2に掲げられている「歯科ユニット」については、これまで「学生数の五分の一以上」だったところ、今回の改正において「学生三人に一」とされたが、学生数に対して歯科ユニットが足りない場合に新たに歯科ユニットを購入する必要があるのか。

A 1

本ガイドラインにおいては、教育上必要な機械器具等の標準として有する数量を示している。既に指定を受けている養成所であって入学定員等の変更がなく、追加で歯科ユニットを整備することが困難な場合には、現行のままでも差し支えないが、歯科ユニットを用いて行う実習等において、当該授業による教育効果が十分得られるよう、教育方法、体制等に配慮すること。

Q 2 今回の改正において、新たに必要とされた機械・器具について、速やかに整備する必要があるのか。

A 2

改正後の本ガイドラインは、令和7年4月1日から適用することとしているが、学生の教育に必要な機械・器具について、教育効果が十分得られるよう、各施設の実情や準備状況に応じて適切にご対応いただきたい。なお、新たに養成所を設置しようとする場合には、当初から必要数を整備する必要がある。